

令和6年度
武雄市公式スーパーアプリ構築業務

業 務 仕 様 書

令和6年6月
武雄市役所
企画部 デジタル政策課

令和6年度武雄市公式スーパーアプリ構築業務仕様書

1 業務名

令和6年度武雄市公式スーパーアプリ構築業務（以降、「本業務」という。）

2 業務目的

武雄市では、デジタル技術を活用して市民のニーズや「新しい日常」の構築を確実に進めるための基本的な考え方を示す『武雄市デジタルトランスフォーメーション（DX）推進計画』を掲げている。

本業務においては、分散した行政サービスへのアクセスの複雑さや情報取得の格差といった地域課題に対応し、効果的な解決を図るため、一元的かつ効率的なサービス提供を目的とする住民ポータルアプリ「スーパーアプリ」を導入し、市民の行政サービスへのアクセス効率の向上と非効率的な手続き等を改善するものである。

また、スーパーアプリ導入は、情報の透明性の向上や地域コミュニティの促進、市民参加の機会の増加に寄与し、地域社会全体がより便利で結束力のあるコミュニティ形成に向けて発展する重要な一翼を担うものである。

3 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

4 業務内容

(1) スーパーアプリの構築

別紙 本業務要件仕様対応表の必須項目を全て満たしたスーパーアプリを構築すること。

(2) セキュリティ対策及び個人情報の管理

ア 受託者は、最新の情報をもとにセキュリティ対策を行うこと。

イ 受託者は、取り扱うデータの機密性から情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC27001）の資格を取得していること。

ウ 取得した個人情報などの各種データは、プライバシー保護のための統計的な処理を行うなど、個人情報が外部に漏れることがないよう十分に配慮すること。

(3) 業務全般に関する事項

ア 本業務に係る監督者を選任し、業務の進捗管理等の調整等を行うこと。なお、監督者は、本業務の目的及び内容を十分に理解し、受託者の責任者として適正に本業務を遂行すること。

イ 本業務の完了後における委託者の立合確認・検査に対応すること。

ウ 本業務に係る問い合わせ等への対応（関連システムの動作不良等による緊急対応を含む。）は、受託者が行うこと。

エ サーバ等が必要な場合は、受託者が用意したものを使用すること。

- オ 既存アプリ等との API 連携が必要な場合、スーパーアプリと連携する相手方のアプリケーション、システム等が連携に要する費用については、原則、委託者において負担する。
- カ 本業務の遂行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、行政手続等が必要となる場合、原則として受託者において対応すること。

(4) その他

- ア 受託者から本業務の目的達成に向けて有益となる提案がある場合は、双方協議の上、決定する。
- イ 契約締結後速やかに、契約書及び仕様書に基づき、業務実施計画書（工程表を含む。）を作成し、委託者と十分に協議を行うこと。
- ウ 本業務の遂行状況について随時報告を行うとともに、委託者が必要と認めたときは、協議の場を設けること。
- エ 本業務を遂行する上で必要となる資料等は、受託者において入手すること。
- オ 本業務を実施する中で必要が生じた事項については、委託者と協議の上、追加すること。

5 成果品

(1) 業務実績報告書	[紙媒体]	1部 (A4判)
	[電子データ]	1式
(2) 設計書 (API仕様等含む。)	[紙媒体]	1部 (A4判)
	[電子データ]	1式
(3) 操作マニュアル	[紙媒体]	1部 (A4判)
	[電子データ]	1式
(4) スーパーアプリ		一式

6 契約不適合責任

成果品の納入後1年間を保証期間とし、保証期間内に品質基準を満たしていないことが判明した場合には、受託者の責任において関連する項目を再検査し、不良箇所を修正しなければならない。ただし、成果品納入後1年を経過した後でも、特に重要な不適合がある場合は、更に1年間責任が継続するものとする。なお、これにかかる費用は受託者の負担とする。

7 その他

- (1) 業務期間はもとより業務期間終了後も、業務で知り得た機密、個人情報等を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 本業務に係るすべての成果品の所有権、知的財産権及び著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）の帰属については、委託者及び受託者の双方にて十分協議の上、決定するものとする。
- (3) 著作者人格権の行使については、委託者及び受託者の双方にて十分協議の上、決定するものとする。
- (4) 本業務に係るすべての書類及びその内容について、委託者の承諾なしに譲渡し、又は、公開し

てはならない。

- (5) 受託者は、あらかじめ書面により委託者の承諾を得ていない場合、本業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (6) 本業務の履行に際し、第三者が著作権を有するものを使用し、かつ、問題が生じるときは、委託者に不利益が生じないように受託者の責任において、これを処理するものとする。
- (7) 受託者は、本業務の委託料の算出基礎を明らかにした帳簿書類を整備し、本業務の完了日が属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。また、委託者は受託者に対し、この保管期間において当該帳簿書類の閲覧を求め、又は必要な報告を求めることができるものとする。
- (8) この仕様書に定めのない事項又は明記のない事項について、疑義が生じた場合は、双方協議し明確にするものとする。